

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費者教育担い手育成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(内3017)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 386 千円 (前年度予算額： 386 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	386	193	0	0	0	0	0	0	193
要求額	386	193	0	0	0	0	0	0	193
決定額	386	193	0	0	0	0	0	0	193

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

・令和2年3月に策定した岐阜県消費者施策推進指針(令和2～6年度)において、「ライフステージに応じた消費者教育の推進」政策の柱に掲げており、県民の誰もが、様々な場で消費生活について学ぶ機会を提供するため、消費者教育の担い手となる人材を育成していくことが必要である。

(2) 事業内容

消費者教育の新たな人材を育成するための養成研修を実施するとともに、消費者教育の担い手として活動中の消費者啓発推進員のスキルアップを図るための研修を実施する。

①消費者啓発推進員養成研修

- ・消費生活出前講座の意義と役割に関する講義
- ・最新の消費者トラブルの動向・対処法等に関する講義(共通講座)
- ・啓発寸劇の実演・指導

②消費者啓発推進員スキルアップ研修

- ・最新の消費者トラブルの動向、対処法等に関する講義(共通講座)
- ・啓発寸劇の鑑賞、意見交換

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国1 / 2
- ・すべての県民が、消費者教育を受けることができる機会を提供するため、県が主体となって事業を進めることが重要である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	101	講師等謝金
旅費	235	費用弁償
消耗品費	27	教材購入費
使用料	23	会場使用料
合計	386	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 5 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他の都道府県においても消費者教育を推進。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県民の誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供するため、消費者教育の担い手となる人材の育成に取り組む。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	H30年度 実績	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 目標	終期目標 (R6)	達成率
①消費者啓発推進員の研修参加率	53%	47%	40%	60%	60%	66.7%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	<p>消費者啓発推進員スキルアップ研修会に、消費者教育の担い手である県・市消費生活相談員、消費者啓発推進員等が参加し、消費者教育担い手としての意識を深めることができた。 開催回数：1回</p> <p>指標① 目標：60% 実績：49% 達成率：81.7%</p>
令和 3 年度	<p>消費者啓発推進員スキルアップ研修会に、消費者教育の担い手である県・市消費生活相談員、消費者啓発推進員等が参加し、消費者教育担い手としての意識を深めることができた。 開催回数：2回</p> <p>指標① 目標：60% 実績：47% 達成率：78.3%</p>
令和 4 年度	<p>消費者啓発推進員スキルアップ研修会に、消費者教育の担い手である県・市消費生活相談員、消費者啓発推進員等が参加し、消費者教育担い手としての意識を深めることができた。 開催回数：2回</p> <p>指標① 目標：60% 実績：40% 達成率：66.7%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない 	
(評価) 2	令和2年3月に改定された「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、消費者教育・啓発事業を実施していく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	消費者啓発推進員、市町村の消費生活相談員が研修会に参加し、消費者教育担い手としての人材育成が図られた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている 	
(評価) 1	研修実施方法について、専門的知識・経験豊富な講師と調整し、効率的な事業実施を図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 消費者被害に遭わない自立した消費者を育成するため、消費者教育の担い手となりうる人材を継続して育成する必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地域における消費者教育の担い手の育成を継続して実施していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【 課】
組み合わせる理由 や期待する効果 など	